

賠償額の予定 宅建 H14-07-4 《#532》

【問】 正誤をつけよ。

AB間の土地売買契約中の履行遅滞の賠償額の予定の条項によって、AがBに対して、損害賠償請求をする場合、Aは、賠償請求に際して、Bの履行遅滞があったことを主張・立証すれば足り、損害の発生や損害額の主張・立証をする必要はない。

【答え】 正しい

《ポイント》 賠償額の予定

当事者は、債務の不履行について**損害賠償の額を予定することができる**。（民法 420 条 1 項）

⇒ 債権者は、**債務不履行の事実さえ証明**すれば、予定賠償額を請求できる（大判大 11.7.26）

⇒ **損害の発生や損害額を主張・立証する必要はない**